

いじめの重大事態に係る調査報告書
(公表版)

*本報告書は、令和5年（2023年）1月26日に湖南省教育委員会で作成した報告書を基に、個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報に最大限配慮して公表版として作成したものである。

目次

1. 当該児童
2. 事案概要
3. 重大事態と判断した理由
4. 調査の概要
5. 当該学校・学級概要
6. 令和元年度の事案について、調査から把握できた事実関係と学校の対応
 - (1) 調査から把握できた事実関係
 - (2) 学校及び教育委員会の保護者への対応について
 - (3) 学校及び教育委員会の学校生活における対応のまとめ
7. 令和4年度の事案について、調査から把握できた事実関係と学校の対応
 - (1) 調査から把握できた事実関係
 - (2) 学校及び教育委員会の保護者への対応について
 - (3) 学校及び教育委員会の学校生活における対応のまとめ
8. いじめの認定について
 - (1) いじめの定義
 - (2) 令和元年度事案について
 - (3) 令和4年度事案について
9. 学校および市教育委員会の対応およびその問題点
 - (1) 学校の対応およびその問題点
 - (2) 市教育委員会の対応およびその問題点
10. 学校および湖南市教育委員会が今後執るべき対策について
 - (1) 学校について
 - (2) 市教育委員会として取り組んでいくこと

1. 当該児童

(1) いじめにあった児童

A 湖南省立小学校

第4学年 女子

A（以下「A」という。）

(2) いじめを行った児童

① 令和元年度の事案

B 湖南省立小学校

第4学年 女子

B（以下「B」という。）

② 令和4年度の事案

C 湖南省立小学校

第4学年 男子

C（以下「C」という。）

D 湖南省立小学校

第4学年 男子

D（以下「D」という。）

2. 事案概要

(1) 発生日時

① 令和元年度の事案

令和元年4月～9月下旬

② 令和4年度の事案

令和4年5月20日

(2) 発生場所 小学校（教室、校庭）

(3) いじめの態様

冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして、叩かれたり、蹴られたりする等。

(4) 概要

I. 令和元年度の事案

令和元年6月下旬、体育の水遊びの学習前にAが着替えていると、Bに着替えを覗かれた。また、並んでいるときにBから「おまえどけや」等と言われ、蹴られた。Bは、足が当たったことは認めているが、故意に蹴ってはいないと言っている。

同月下旬頃、Aが下校前に並んでいるときにBに突然お腹を蹴られ、「おまえこちやうやろが」と言われた。同年7月頃、生活科の学習に使うAの団扇をBに盗られた。ただ、下校前と生活科の学習時のことについては、Bは事実を認めていない。

上記の事案について、1年時の交流学級担任がBへの適切な指導や保護者へ具体的な連絡ができておらず、同年8月にAの保護者から校長への連絡で発覚した。その他同年4月から7月の間に、BがAに対し、悪口を言ったり暴力を振るったりしたことが複数回あった。

Aは同年9月初旬、数日間欠席した。その後、部分的に登校できるようになった。同年10月上旬から登校班を替えたり、複数体制をとったりすることで毎日登校できるようになった。令和2年1月中旬と同年2月中旬にAおよびBと両者の保護者とで話し合いを持ち、BおよびBの保護者からAおよびAの保護者に謝罪をした。

その後、学校が、2年時及び3年時に、AとBとはクラスを離すことや休み時間や登下校時に配慮をすることで、Aは1年時のようなBとの直接的なトラブルはなく、学校生活を過ごすことができていた。ただ、学校はいじめの解消確認をとれていなかった。

II. 令和4年度の事案

令和4年5月20日、Aは、CおよびDから「死ね」「ブス」等の暴言を書いた手紙を渡された。Aからの訴えで事案が発覚し、学校が聴き取りと指導を行った。CおよびCの保護者、DおよびDの保護者からAおよびAの保護者への謝罪が行われた。

その後、Aは欠席が続いていた（同年5月末～10月末）。Aは、「死んでやる」等自殺をほのめかす発言をしていた。また、Aは、4年時にいじめを行ったCおよびDだけではなく、1年時にいじめを行ったBに対して恐怖や恨みを訴えていた。その後、Aは病院を受診し、心的外傷性ストレス障害（PTSD）の診断が出された。

3. 重大事態と判断した理由

（1）いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項第2号に該当し、また、同項第1号に該当する疑いがあるため。

（2）欠席期間について

①欠席状況

1年時 7日（いじめを理由とする欠席）

4年時 77日（いじめを理由とする欠席）令和4年10月末時点

②4年生の欠席期間に、通級指導教室に2週間に1回程度通級を行っていた。

4. 調査の概要

湖南省教育委員会事務局が、当該学校とともに、アドバイザー（臨床心理士、弁護士等）の助言を受けながら、事案概要に記載した点を中心に調査を行った。関係児童5名、担任等かかわりのあった教職員10名、保護者2名に対する聴取を実施するとともに、必要な資料収集を行った。

5. 当該学級概要

令和元年度の1年学級の様子

- ・担任が2学期から交代した。（休職から退職）
- ・クラス全体において、担任の指示が通りにくく、話が聞けない、担任が話をしても私語が多いという状況であった。子ども同士のトラブルやけんかも多く、担任が仲裁に入ることも多々あった。
1年生のため教室には、担任だけでなく非常勤の職員（以下支援員という）が担任や子どもの補助に入っていたが、支援員の注意が入らないことも多々あった。
- ・個別の支援（学習や生活の補助など）が必要な児童が多く、対応に苦慮することが多かった。

6. 令和元年度の事案について、調査から把握できた事実関係と学校の対応

（1）調査から把握できた事実関係

事案①：令和元年度事案について

令和元年6月28日（金）体育の水遊びの学習前にAが着替えていると、Bに着替えを下から覗かれた。また、並んでいるときに「おまえどけや」と言われ、蹴られた。Aが泣いていたのに気づいた特別支援学級担任と交流学級担任がBに事実を確認した。Bは「蹴っていない。あたっただけ」と言ったが、「どけや」の発言は周りの子どもも聞いていたので、その部分についてBは謝罪した。

事案②：令和元年度事案について

令和元年6月末頃、Aが下校のときに校庭で並んでいると、BがAのお腹を突然蹴った。そして、Bが並んでいる場所を間違えていたAに「おまえこっちゃうやろが」と言った。Aはこのことについて交流学級の担任には伝えず、下校後、保護者に伝えた。保護者から担任に連絡があったが交流学級担任はこのことの対応について覚えていない。交流学級担任は、事案①か事案②のことを区別できておらず混同して、Bの保護者に「言葉で傷つけた」「ちょっと蹴っちゃいまして」という表現で伝えていた。事案の具体的な内容について、Bの保護者は理解していなかったが、交流学級担任からは「学期末に学級懇談会で

Aの保護者に会う機会があるので、(ごめんなさいと) 言っておいてください」と伝えられていた。そのため、Bの保護者は、具体的な内容についてはわからないままであったが、Bの保護者がAの保護者に「たたいたりしてごめん。子どもには言っておくから」ということを伝えた。

事案③：令和元年度事案について

令和元年6月以降の生活科の学習時間中に、Aが持参した団扇等が学習前になくなった。困ったAが特別支援学級の教室に探しに来たため、特別支援学級担任と一緒に1年教室に探しに行った。自席に団扇等を置いているクラス児童については確認をしたがAのものではなかった。(自席に置かれていない分については確認できていない。) また、余っていた分についても確認したがAのものはなかった。そのため、交流学級の担任が予備の団扇をAに渡した。

後日、Aの母からBに団扇をとられたという訴えがあった。Aが持ってきていた団扇をBが持っていたとAが訴えていた。交流学級担任がBに事実確認をしようとしたが、Bが欠席していたため、家庭訪問をした。教室に余っていた団扇を持って行き、Bの団扇が混ざっていないかを確認したが、Bは自分の団扇は既に持って帰ったと話し、事実を確認することができなかった。

事案④：令和元年度事案（その他一連の行為）について

令和元年4月、入学後2日目からBがAを無視し始める。令和元年4月から7月までの間、集団登校時にBがAに「お前、2度と家に来るな」「お前は話しかけるな」と言った。登校時に傘で歩けないように妨害された。Aが教室内で机の横を通ろうとしたら足をひっかけてこけさせようとした。AがBの方に行くと、「来るな」「あっち行け」と言われた。

これらの行為について聴き取りを行ったが、交流学級担任はこれらのことについて対応した記憶が残っていなかった。また、学校の記録にも残っていなかった。

令和元年8月21日(水)にAの保護者が以上の行為について学校に訴えたことにより、Aがいじめられているという訴えを学校が知ることになった。その中で、Aの手紙が当時の校長に渡された。内容は、「1がつきかなしいことがたくさんありました。むしをされたりとうこうちゅうやかえるときにいやなことがあったりけられたり、Aのもっていたものがなくなったり、がっこうのことをかんがえるとおなかがいたくなります」と書かれていた。

(2)学校および教育委員会の保護者への対応について

令和元年

8/21(水) Aの父母、家庭児童相談員と来校。校長が対応し、A本人のいじめを訴えた手紙を受け取る。校長は、学校がいじめを把握し、ト

ラブルを解決すること、再発防止のために複数体制をとることを約束した。

9/2（月）Aが始業式登校できず、午後にAの母とA、家庭児童相談員とともに来校。校長が対応した。

9/3（火）から6（金）まで Aは、早退2日 欠席2日 遅刻1日

9/11（水）Aの父母が来校し、運動会練習を見学の後、校長が面談する。校長は、交流学級の担任と懇談すること、交流学級の担任からAに謝罪することを約束する。

9/14（土）交流学級担任が「うつ」の診断と3箇月の加療を要する診断書により、特別休暇に入った。

9/18（水）Aの父母が来校し、交流学級の担任がまだ決まっていないが新しい担任と学校のサポートで取り組んでほしいことなどについて意見交換した。

9/19（木）Aの母から教育委員会に電話があった。

Aの母は、Bへの指導と本人同士の謝罪の場を作ってほしいと要望された。教育委員会は、1年の学級の立て直し、具体的な学校の体制確認、A本人が一日も早く教室復帰できるように教育委員会としても継続的に支援指導をしていくことを約束する。

教育委員会が学校にこの件について指導する。

10/7（月）Aの父母、Aが教育委員会を訪れる。

Aの父母は学校体制や校内における情報共有のシステム、

Bの保護者への連絡、新担任への引継ぎ等の課題を訴える。

教育委員会から学校に対し、以下の2点について指導し、学校として速やかに行動を起こすことを確認する。

- ・友人の気持ちを考える授業を実施する。

- ・Bの保護者に、今回のことを重大なこととして伝える。

校内の体制として、校長窓口1本であったところを複数窓口とする。教頭も体制に加わる。

同日 Aの保護者が来校し、学校は、Aの保護者と以下の点について確認する。

- ・Bの保護者との話し合いについて、どのように進めていくか。

- ・交流学級の居心地を良くしていくために、どのようにしていくか。

- ・具体的には、体育の授業を通して交流を図る。

- ・1箇月に1回学校とAの保護者とで懇談の場を設定する。

- ・登校班内でのトラブルがあったことを踏まえ、班編成見直しの検討を協議する。

10/21（月）生徒指導主任、特別支援学級担任、交流学級担任が、B宅を訪問する。

生徒指導主任が1学期の出来事（「どけや」と言ったり、蹴ったりたたいたりしたこと）を話す。Bの母は、「これはいじめですか？」と聞いたため、生徒指導主任が「相手の方がそう感じておられるので学校はいじめと受け止めています」と答え、Bの母が「相手の方に謝罪したほうがよいと思いますがどうですか」と聞かれ、特別支援学級担任が「親同士、（わだかまりなく）話ができる関係になるといいですね」と話した。

10/24（木）校長、教頭、生徒指導主任、特別支援学級担任および交流学級担任が、A宅を訪問し、以下の点について説明する。

- ・ B宅へ訪問し、いじめについて説明し、Bの保護者が謝罪をしたい旨を伝える。
- ・ 登下校について、班の変更について準備ができていること説明する。

10/30（水）Bの父が来校し、先日、Bの母親に説明したことについて伝える。Bの父もAの保護者と懇談をしたいと述べ、大切な話なのでBの父母一緒に時に話をしてほしいと話す。学校からは、次回からは事前に連絡をしてBの保護者に伝えることを伝えた。学校からは、Aの保護者と懇談を持ちたいが、事情ですぐには持てないことや、Bの保護者と交流を持ちたいと思われていることを伝えた。

11/25（月）Aの保護者と学校（教頭、特別支援学級担任、交流学級担任）が懇談する。

Aの父はAから友達と遊べていないと聞いていた。学校からは、実際の学校で友達と楽しく遊んでいる様子を伝えた。Bの保護者はAの保護者の都合のいい時に会って謝罪がしたいと言われていたことを改めて伝えた。今回は12月の個別懇談時にそれぞれの担任と話すことになった。

令和2年

1/17（金）出席者：Aの父母、A、Bの父母、B（後半のみ）、特別支援学級担任、交流学級担任、教頭

学校からこれまでの経緯を説明する。Aの保護者から具体的ないじめの概要をBの保護者に伝えた。

Bの父は1学期にあったいじめ事案の具体的な内容を学校からは知らされていなかった。

Bの父からAへ謝罪をした。この時は、BはAに謝罪できていない。

2/19（水）出席者：Aの父母、A、Bの父母、B、校長、教頭、交流学級担任

Aの父が、1学期の出来事とその時の思い、さらに、前回の話し合い後、謝罪に来られなかったことに対してのいらだちを伝えた。Aの母も、Aがしんどい思いをずっと持っていることを話した。Bの父が、そこまでのひどいことをしたという認識がなかったこと、前回の話し合いですでにBの父がAに謝ったため、訪問して謝罪しようとは考えていなかったことを話した。

その場で、BがAに対して、担任やAの保護者およびBの保護者からの促しにより小さい声ながら「ごめんなさい」と謝った。

最後にAの保護者が、このつらい思いは消えることはないかもしれない。引っ越ししてもらるか引っ越すかくらいの思いがあること、しかし、本当は仲良くなって2年生になってほしいこと、一緒に遊べるようになったらいいと思っていることを話した。

校長からの説明は、以下のとおりであった。

- ・「けた」ことの出来事の認識の違いが生じたことについて説明した。（プールの着替えだけでなく、下校時もそのことはあったと学校はとらえている。それ以外にも、足が出たり、通せんぼをしたり、1学期にあったと認識している。）
- ・1年の学級でいじめの授業をする予定である。
- ・前交流学級担任について、手紙を渡したときの前交流学級担任への質問の返答や前交流学級担任自身が、Aに謝らなくてはと思っているが実際にできるかどうか悩んでいることを伝えた。

4/2（木）教育委員会から学校に連絡した。

学校から、前日にAの父母、Aが来校し、1年時の教頭、特別支援学級担任が対応したこと、保護者は2年生の学級編成や新担任について不安を話していたことの報告があった。教育委員会からは事前にAやAの保護者が安心できるよう6日に2年時の担任と出会う機会をつくるよう提案した。

4/8（水）Aの父母、A、交流学級新担任、特別支援学級担任、教頭
交流学級新担任を紹介した。

Aの保護者からは、昼休み等、友達関係がまだ心配なので見てほしいとの話があった。学校からは、登校の方法についても安心できるように考えて進めていくこと、いじめ防止の授業を計画していくことを伝えた。

6/15（月）Aの父母、A、教頭が懇談した。

Aの保護者からの話は、以下の点であった。

- ・いじめの授業について

クラスの保護者にどう伝えるか。Aの名前も出してほしい。Bの名前は出さなくていい。

保護者説明会の時に去年のいじめの話もしてほしかった。一緒にすべきだったのでは。

- ・ Aが書いた手紙の件

クラスの保護者に知ってほしい。事実として知ってほしい。出すことにメリット、デメリットあるが、保護者が知って、昨年度そんなことがあったと知ってほしい。

- ・ Bの状況について

B本人は、最近挨拶してくれるようになった。本人なりに頑張っている。

- ・ 現在のクラスについて

母から、本人から今の交流学級担任の先生の話をよく聞いている。とてもよくみてもらっていると思うと話があった。

また、Aが悪いと感じたときは、交流学級の担任はきちんと叱ってくれている。大変信頼していると話があった。

7/1（水） 出席者：Aの父母、A、特別支援学級担任、
交流学級担任、教頭

学校からは、いじめ防止の授業については、授業内容として想定していることを伝えた。授業が終わってから、授業のねらいや取り組みんだことと合わせて子どもたちの感想を学年通信に掲載していくことを伝えた。

Aの保護者は、学校からの手紙には、「去年の出来事、いじめの経過、1年の学級でこのようなことがあったことを時系列で載せてほしい。公表してほしい。」とのこと。

7/8（水） Bの担任、教頭がB宅を訪問した。

学校からの説明は、以下のとおりである。

学校として昨年度のこと、どの学年でも起こりうること、全校で進めていこうと思っている。

昨年度のことをふまえて、どのクラスもお互いを大切にするクラス、友だちを尊重しあえるクラスにしていきたい。

そこで、お互いを大切にするクラスを目指しての授業をした。そして、そのことを全校で取り組んでいきたいと考えている。そのことを保護者の方にお知らせして、一緒にどの子もが安心できる学校にするためにお知らせを作った。

そこで、今日ここにきたのは、このようなお知らせを出すことを知っていてほしいと思ってのこと。文書は学年ごとに内容を合わせるので、ここに書くのは2年生向け。AおよびBの名前は一切

出さない。

(3) 学校および教育委員会の学校生活における対応のまとめ

①学級・学年におけるAへの配慮

- ・令和元年8月にいじめを認知し、9月以降の対応についてAおよびBに関わる教師に対して情報を共有し、対応について共通理解を行った。
- ・教室においてAとBの席を離れた。
- ・Aに対しては常に目の届くところに教師がいた。家庭とは、ほぼ毎日連絡をとっていた。1日の様子を頻繁に伝えていた。
- ・家から持参した持ち物は特別支援学級の教室で保管するようにした。
- ・BがAに近づこうとすると、支援員がガードするようにしていた。Bが何か言いそうになったら2人の間にすぐに入るようにしていた。
- ・行事（運動会や音楽会）等においての立ち位置は離すようにしていた。

②通学班等における配慮

- ・AとBの通学班が同じであったため、令和元年10月25日から通学班を変更した。
- ・1年時の下校時、AとBと一緒に帰るときは特別支援学級担任が下校時に同行した。Aは仲の良い男の子とゆっくり2人で歩いていたため、Bやその他の児童に教師がつくようにしていた。

7. 令和4年度の事案について、調査から把握できた事実関係および学校の対応

(1) 調査から把握できた事実関係について

令和4年5月20日（金）3時間目と4時間目の5分休憩時に、CがDに「誰かに手紙を書こうぜ」と持ち掛け、折り紙に「殺すぞと書け」と言った。Dは「殺すぞ」と書き、Cは「死ね」「???」と書いた。Cは、そこに廊下を通りかかったAと他児の名前を折り紙の表に書いた。折り紙に書かれていたのは、表に「Aへ ○○（同クラスの児童名）より」、裏に「ぶっ殺す、顔面ブス、死ね。」という内容だった。

ただ、Aは3時間目の学習を特別支援学級の教室で受けており、学習後も支援学級の友だちと教室で遊んでいたため、その時間に4年の教室前の廊下を歩くことは不可能である。

その後、C、Dが支援学級教室に手紙を持って行き、教室前の廊下で出会ったAに渡そうとしたが、受けとらなかったため、Dが教室に投げ入れた。Aはその手紙を拾い、いらないので同じ支援学級の友だちに手紙を渡した。

Aは、手紙をもらったことについて、交流学級担任に伝え、交流学級担任から特別支援学級担任に伝えた。交流学級担任と特別支援学級担任がC、Dにこのことについて確認したところ、2人は「折り紙が落ちていて、Aと書いてあ

ったから渡した」と話した。

昼休みに生徒指導主任がCおよびDに個別に事案について聴き取りを行ったが、Dは事案についてすべて認めたが、Cは落ちていた紙を拾って渡しただけで、自分が書いていないと訴えた。

5および6校時、Cに再度、生徒指導主任から聴き取りを行い、Cは自分が書いたことを認めた。聴き取りに時間がかかり、Aが下校したため、謝罪の場を設けるためにもAの保護者に来校の依頼をした。

Aの母が来校したが、A本人は気持ちが不安定なため、校舎には入れず、母だけが校長室に入った。CおよびDが同席の中、校長室で交流学級担任と生徒指導主任から事実を伝えた。Aの母は、CおよびDを叱責したが、今はA本人に謝罪をしてほしくないと話をした。謝罪よりも今後こんなことが起こらないようにしてほしいと学校側に訴えた。

CおよびDの下校時に生徒指導主任や4年担任からCおよびDの保護者それぞれに事案を説明し、同月23日（月）18時30分から学校で謝罪の場を順番に設けることを伝えた。

同月23日（月）18時30分に、D父母およびD、A父母、Aが来校し、DおよびD保護者から謝罪した。同日19時30分にC父母およびCが来校し、謝罪した。

（2）学校及び教育委員会の保護者への対応について

令和4年

5/23（月）

・Aの保護者に伝えた学校の予定

18：30～ Dの謝罪の場

18：45～ Cの謝罪の場

18：30 D、D父母 来校

A、A父母 来校

Aの母がCの父母と保護者だけで話がしたいと話したため、Dの謝罪の場にはAの母は参加せず、玄関でCの父母の来校を待つ。

・18：30 Dの謝罪

出席者：Dの父母、D、Aの父、A、CDの担任、Aの特別支援学級担任、校長

事案についての説明（学校）

Dの保護者から謝罪。DからAへ謝罪。

・18：45 Cの父母、C来校。

支援学級教室にてCの保護者とAの母で懇談。（学校側は入らない。）

Cは別室で待機する。

・ 19 : 30

出席者：Cの父母、C、 Aの父母、A、校長、教頭、生徒指導主任、特別支援学級担任、Cの担任

学校の説明

- ・ 今回の件について、友だちの関わりについて学級や学年で指導を行う。
- ・ 授業の合間に起こったことから担任の支援を行っていく。担任が子どもと関われる時間を増やすために、学級事務を教務でサポートする。

5/24（火）Aの母、Aが来校し、校長が対応する。

Aの母より、以下の話があった。

- ・ D、Cについて昨日の保護者や本人たちの様子から反省しているのが伝わったので、今回のことは許そうと考えているとのこと。
- ・ Cの保護者に手紙を渡してほしいと手紙を封筒に入れて持ってきた。封はしていない。学校が中を見てくれてもよいとのこと。校長から学級で指導したことについての説明。校長からAへ「守れなくてごめんね」と謝罪した。
- ・ 放課後、生徒指導主任とCの担任が手紙をCの保護者に届ける。
- ・ 18 : 30 Aの母より電話があり、明日から放課後に登校させたいとのこと。

5/25（水）

・ 8 : 30

Aの母から電話があり、校長が電話を受け、放課後登校について話をした。特別支援学級担任が時間的に可能な限り放課後に学習できるようにすることを伝える。

・ 13 : 00

Aの母から電話があり、今日の下校のときに4年生全員に対して、Aがいじめられていることについて母から話をしたいとのこと。学校は、事前に話す内容について確認したいとのこと。下校時刻より早く学校に来てほしいと伝える。

・ 14 : 30

Aの母とAが来校し、校長と生徒指導主任が対応する。

Aの母がAの気持ちを書いたノートを4年生の前で読みたいとのこと。そして、Bについては、その場所にいてほしくないの、誰か教師が連れて帰ってほしいと話す。

4年時の校長と生徒指導主任で手紙の内容を確認した。

Aの母は、ノートを読むことはあきらめ、授業は参観させてほしいと話す。

5/26（木）教育委員会が学校を訪問する。

常に連携して取り組んでいくことを確認する。

5/27（金）Aの母が来校する。

Aの母は、小児保健センターに受診を考えている。チェックリストの記入に協力してほしいと話す。

6/1（水）Aの父母、Aが教育委員会を訪れる。

Aの保護者の話は以下のとおりであった。

- ・学校のこれまでの対応を批判。1年時の手紙を紛失したこと（併せて名簿をなくしたことも）1年生のときからの学校の対応の悪さ。（スピード感ではなく、熱意が伝わらない）
- ・1年のいじめについてBやBの保護者から、心からの謝罪をしてもらっていない。
- ・今回のいじめについても、Bが関係していると考えている。
- ・いじめの原因となる根本が解決されていないから、再発する。学校は距離をとることをやってきたが、それだけではやはり繰り返される。子どもだけに言っても変わらない。保護者に訴える必要がある。2年生のときのいじめに関わる授業や保護者への文書だけでは、当事者意識が沸かない。
- ・保護者会を開いてほしい。その中で、Aの手紙を見せてほしい。こんな思いをしているということを伝えたい。
- ・学校は保護者に伝えるときにオブラートに包みすぎ。事実をしつかりと伝えてほしい。
- ・Bを出席停止にしてほしい。
- ・1年生のときの資料を開示請求したいのは、学校の誠意を見せてほしいから。何かに使うとか、訴えるというわけではない。
- ・診断名が欲しい。Bのことの民事裁判で必要になる。
- ・学校が安心、安全にならないと学校には行かせられない。Aは昨日も学校に行きたがっていた。

教育委員会からは、以下の話をした。

- ・これからのことについて、学校を指導する立場として学校と一緒に考える。具体的には保護者会やいじめに関わる授業など、学校と一緒に考え、参観や懇談もしていく。
- ・Aが学校復帰できるように、学校や通級指導教室とも連携しながら進めていく。
- ・開示の仕方や開示できる内容など開示請求について説明した。

6/2（木）Aの母、Aが教育委員会を訪れる。

教育委員会から、以下の説明をした。

- ・Aの母が行った児童館での聴き取りについては、法的にいけない

ことではない。警察にも確認をしている。ただ、他の児童に聞くことはAの母やAをさらに困らせることになる。周りの保護者に変に思われたり、Aもよく思われたりしない。母はそんなことを気にしていないし、わかっている、学校がしてくれないからしていると言うが、やはり学校がすることであり、学校の仕事である。Aの母がすることでないし、これ以上、Aの母やAに負担をかけられないとの内容を伝えた。

その後、教育委員会から学校へ連絡し、聴き取りについては学校がするように指示をした。

6/3（金）Aの母が学校を訪れた。校長、教頭、生徒指導主任、特別支援学級担任および教育委員会担当者が対応した。

- ・まず、会議の目的を確認した。
- ・教育委員会からの指導
- ・1年生のいじめについて、学校が情報共有できておらず、組織対応ができていなかったことが原因となっている。
- ・手紙を紛失している。情報の取扱いについてずさんである。
- ・1年のいじめの事実を適切にA及びBの各保護者に伝えていないことが問題であり、正確に事実を伝えないといけない。

学校（校長）からの説明と謝罪

- ・Aが学校に来られていないことが何よりもの問題と捉えている。安心して学校に来られるようにすることが校長の務めである。
- ・手紙を失くしていることや文書がないことは学校の落ち度である。職員に記録をしっかりと残していくことや伝えるだけでなく、しっかりとチェックをしていくことをしていきたい。
- ・Aが嫌な思いをして、学校に来られない、学校を信じられなくなったことが本当に残念だと思っている。

Aの母からの話

- ・いじめは予測できたはず。すべてが下校のとき。3年で迎えに行かなかったことについて自分としても落ち度を感じている。
- ・自分の子どもだけでなく、他の子も日常的に「死ね」と言っている姿がある。このことについてもまた、話し合いたい。
- ・学校には予見義務違反 安全の確保義務違反等がある。

特別支援学級担任からAへの謝罪

- ・休んでいるAに学校のことを想起させるようなプリントを渡してしまったこと。
- ・「学校に来てもらわないとできないことがない」の発言について
- ・手紙をなくしていたこと。

- ・学習のことでできることがあれば、タブレットを使ってやっていきたい。

教育委員会からAの母に対する説明

- ・今回のいじめは1年生のときのいじめとは直接関係がないと捉えている。
- ・直接的な行為がなくても、いじめを生み出す空気感が1年生のときから続いている可能性ある。

校長から、今後学校が行っていくことについて説明

- ・4年生には来週から教育相談を行っていく。
- ・教育相談を受けて、いじめに関わる授業を行う。
- ・定期的（2週間に一回ほど）にAの保護者と懇談したい。

会議のまとめを教育委員会が行った。

- ・Aの母のおかげで前に進むことができている。
- ・Aの母、Aへのサポートとして、通級指導教室に通級してもらう。
- ・Aには、放課後に少しでも登校できるように。
- ・学校は教育委員会のチェックを受けていく。

6/10（金）Aの母、Aが来校する。

校長、教育委員会担当者が応対する。

- ・Aの母、Aの訴え（手紙を読んでいた。）
- ・校長への信頼は一切なくなった。

※授業は形だけの対応。

※子どもが変わらないではなく、変わるように大人がしないといけない。（Bの保護者がBに対して変えようとしていないこと）

※Cはいじめをやらなくなった。暴力や暴言がなくなった。

※授業は結果がでるのであればやればいい。でないのならば意味がない。

- ・Aが泣きながら書いてきたノートを読み出す。
先生の嘘つき だれも信じられない 学校に行きたいけどクソ（＝B）のせいでいけない。自分がいなくなったらいいの。死んだ方がいいの。屋上から飛び降りて死ぬ。（走り出したAを生徒指導担当指導主事が制止し、Aの母がAを抱きかかえる。）
- ・校長は、Aへ謝罪をする。

以後も継続して対応したが、主にAの保護者への対応やAへの登校支援の内容となるため、本件いじめの認定等には直接関わらないため、記載をしない。

8. いじめの認定について

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

また、その行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。（国のいじめ防止等のための基本的な方針）

(2) 令和元年度事案

① 令和元年度事案①について

令和元年6月頃、体育の前、全児童が教室で着替えていたときのことである。教室の後ろに並んでいたときのことなので、周りに児童がたくさんいたことが考えられる。当時の記録から、周りの児童が「どけや」「おまえどけや。」と言われていたのを聞いていると残されていることからこの発言はあったと認定できる。

お腹を蹴られたことについては、Bは足が当たったことは認めているが、「あたっただけ。」と言っており、故意ではないと話している。よって、Bが、故意に蹴ったということまでは認定できない。しかし、Bの「どけや」等の発言や足が当たったことから、AがBから蹴られたと認識したものと思われる。

Bが故意に蹴ったかどうかに関わらず、Bの「どけや」という発言や足がAに当たったことに対して、Aが嫌な思いをして泣いていたことは確かであるため、Bの発言や足が当たったことについては、いじめであると認定できる。

② 令和元年度事案②について

令和元年6月頃、下校前にBがAのお腹を突然蹴ったことや「おまえこちやうやろが」と言ったことについては、聴き取りの中では、Bはこの行為については記憶がなかった。

また、学校がAの保護者からの訴えがあったときに、事実確認を行ったという記録がなかった。聴き取り調査の中においても、このことについて当時の担任が対応したという記憶もなかった。

学校には同年8月21日にAの保護者からの訴えがあり、当時の校長が対応

している。この時点において、校長はこのことについて把握していたが、関係教職員と情報をしっかりと共有できていなかった。そのため、同年10月21日に関係教職員がB宅に事実を伝えに行ったときには、Bの保護者にいじめの具体的内容を説明できていない。また、令和2年2月19日のAおよびBの保護者同士の懇談においても、学校とAの保護者の間で蹴ったことについての捉えがずれていた。このことから、校長から情報共有されていなかった関係教職員の間で、水泳時の行為と下校前時の行為が混同していたことが予想される。この認識のずれから丁寧な聴き取りを通した事実確認ができていなかった。

以上のことから、下校前にAが蹴られたことについては、認定することは難しい。しかし、本調査の聴き取りの中で、当時のBは、誰かれ構わず偉そうにしたり、自分の思うようにいかないと怒ったり、わがままな態度が見られたり、にらみつけたり、通路をふさいだり、文房具を持って行ったり、男の子に命令するなどの行動があったとわかった。このように、当時、Bは他の児童に対し自分の感情のままに行動をすることがあり、令和元年度事案①で認定したようにAに対し「どけや」等と言ったり、足があたったりすることもあったことから、本調査では認定できなかったが、Aに対して、令和元年6月頃、下校前にAのお腹を突然蹴ったり「おまえこちやうやろが」と言ったりした可能性はある。蹴ったり、「おまえこちやうやろが」と言ったりする行動があったとすれば、これらの行為はいじめに該当する。

① 令和元年度事案③について

令和元年6月頃、生活科の学習の時間、Aが持参した団扇が学習前になくなった。なくなったことは事実であるが、団扇をBが盗っていたかどうかについては、当時、確認ができておらず、AはBが持っていたと訴えてはいたが、実際にBが持っていたかについてはわからなかった。

当時の特別支援学級担任がAと一緒に1年教室に探しに行き、団扇等を確認しようとしたということや余っていた分についても確認はしていることから、学校は事実確認に務めようとしていた。ただ、なくならないように事前に名前を書かせるということや1人ずつの持ち物を確認することについては対応できていなかった。

当時の交流学級担任が予備の団扇をAに渡したことについては、何度も探して見つからなかった場合には学習の保障という意味では適当であったとも考えられる。

Aの団扇がなくなったことは事実であり、これがBによって意図的に隠されていたり、盗られていたりしていれば、Bによるいじめ事案として認定されることになる。しかし、本調査によっても、BがAの団扇を盗ったり隠したりしたということは確認できなかった。ただ、令和元年度事案②と同様にBの当時の言動から考えると、そのような行動をとっていた可能性はある。

当時、何度も探してみたが見つからなかったという状況から、団扇をAが失くしたということよりも、加害児童は不明だが誰かによって団扇を隠されたり盗られたりした可能性はあり、その場合は、加害児童が不明であるが、いじめに該当する。

② 令和元年度事案④（その他一連の行為）について

令和元年4月、入学後2日目からの無視行為や集団登校時の「お前、二度と家に来るな」「お前は話しかけるな」との暴言や傘を使つての妨害行為については、当時、具体的に事実確認を行ったり、指導を行ったりした記録はなかった。

Bの聴き取り調査において、Bが「悪口と暴力以外はやってない」と答えており、時期は具体的には覚えていなかったが、悪口や暴力については認めていた。この悪口と暴力が、事案④の一連の行為のことが含まれているかどうかははっきりとしないが、いつにやったのかの質問に対して、Bは「4か5か6か7月」と答えていることから、1回だけの行為というよりも継続的に行っていたとみとめられる。また、何のことについてAに謝ったのかの質問に対して、Bは「いじわる」と答え、意地悪とは何かの問いに対して、Bは「悪口」「暴力」と答えていることから、自分が行ったことの行為については理解して、謝罪をしたことがわかる。

Bの「悪口」「暴力」にAが述べている行為が含まれているかどうかははっきりしないが、当然、Aは苦痛を感じていたと思われることから、Bの「悪口」「暴力」は、いじめ行為に該当する。

令和元年8月21日（水）にAの手紙から、登校中のいじめ行為について訴えがあったにも関わらず、学校は、これら行為についてBやAへの聴き取りを行っておらず、Bへの指導を行った記録もない。学校として、いじめの訴えを把握していたが、いじめの調査や対応ができていなかった。

（3）令和4年度事案について

令和4年5月20日（金）、CおよびDが折り紙の裏面に「ぶっ殺す」「死ね」

「顔面ブス」と書いた上に、[Aへ ○○（同クラスの児童名）より]と表面に書いてあったことから、明らかにAと同クラスの児童に対する意図的ないじめ行為である。Dは、宛名に書かれた2人を「見てない。いいひんのに2人の名前を書かはった」と聴き取りの中では答えている。Cは、宛名を書いたのは誰かという質問に対して「それはおれ」と答え、理由を問われると、「あの隣を通っていたから。」と書いているときに2人がたまたま通ったことを理由にしている。ただし、今回のいじめ行為のときに、Aが教室横をたまたま通ったということについては、Aがその当時、別教室にいたことは間違いなことであるため、たまたま廊下を通るということは物理的に不可能なこと

であった。

CとDは聴き取りの中で、CD二人は、急に口げんかになることがあると答えていることから、普段から口喧嘩をよくしていたことがわかる。喧嘩の内容としても「死ね、生きている価値がない、バカ、カス、ゴミ」と言い合っていたことや、折り紙を使っていたことについても「(折り紙を自分では) 持ってない。先生が持ってる。授業中、プリントとか終わったら出してくれるねん。先生か誰かわからんけど、教卓に広げてみんながとれるようにしてくれてる。」「(折り紙に書いたことは) あった。折り紙に2人でうんちとか書いてた。書いたやつを折り曲げて席近いから飛ばしたりやっていた。」と答えていたことから、日常的に折り紙等の裏に悪口を書き合っていたことがわかる。

これらのことから、CおよびDが、最初からAと同クラスの児童をいじめる目的で悪口を書いたというのではなく、日常的に悪口を書き合っている中で、CがAと同クラスの児童に対していじめ行為を行おうと思いついたことが考えられる。また、なぜ、Aなのかという部分については、聴き取りの中で、「うーん。何か雰囲気的に苦手」と答えていることから、今までの関わりの中で苦手意識があったことがわかる。

AやAの保護者が危惧していたBとの関連性については、今回の調査から関連性は認められなかった。CおよびDが、手紙を書き合っていた時に、その場所にBはいなかった。周囲にいた児童が、「うーん。あんまりわからへんけど。周りにいたのはおれら4人だけ。忘れたけど、誰かしやべっていた」「(Bは) 見てない。いーひんだ」「いーひんかった。いても席がめっちゃくちや離れている」と聴き取りの中で答えていることから、Bは近くにおらず、CとDが手紙を書き合っていた行為には関りがなかった。

9. 学校および市教育委員会の対応およびその問題点

(1) 学校の対応およびその問題点

①事実関係の調査について

- ・聴き取りでの確認が不十分であったこと。

学校が保護者からの訴えがあった際に、当該児童に丁寧な聴き取りと事実確認ができていなかった。保護者は、令和元年8月21日に校長に訴えに行くまでに、担任に令和元年度事案①から③までについて相談をしている。聴き取り調査において、担任は当時の記憶がなく、どのような対応をしたかというのが明確ではないが、Bに対して、個別に聴き取りをし、事実確認を行ったという記録がないことや、Bの保護者への具体的な報告がなかったことから、事実確認と指導が適切に行われていなかったことが認められる。そのため、BおよびBの保護者については、いつ、どこで、何をしたことについての認識なのかが曖昧なままである。Bにおいては、当時、1年生であり、早い時期に聴き取りを行わなかったことで、記憶が曖昧になり、どのことに

対して言われているのか不明なままになってしまっている。

- ・聴き取りの分析ができていないこと

令和元年度事案①において、Bは蹴ったことを認めていないが、足が当たったことは認めていた。このことは、Bへの聴き取りの中でわかったことではあるが、他者への聴き取りや状況の分析ができていれば、Bが認めていないからということで指導が行われなかったということにはならなかったと考える。その他の一連の行為においても、AおよびAの保護者からの訴えに対して、迅速にBへの聴き取りと状況の確認、事実認定、行為の指導、Aへの謝罪ができていれば、Aへの精神的負担も大きくならなかったことが考えられる。

令和4年度事案において、Cは手紙を書いているときにAが廊下をたまたま歩いていたからAの名前を書いたという発言をしている。Cの発言に対して、Aがそのときに何をしていたのかを確認することや周りの児童への聴き取りを行うことで、すぐにCの主張に矛盾が生じていることに気付くことができたはずである。

聴き取りが不十分だけでなく、様々な情報や状況から分析し、事実認定をしっかりとしていなかった。

②組織対応について

令和元年度事案について、学校としては令和元年8月21日にいじめ事案を認知している。本来、いじめ事案が発生した場合は、いじめ防止対策推進法第23条に、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」と明記されている。しかし、令和元年度の事案については、AおよびAの保護者からのいじめの訴えがあったにも関わらず、適切な対応ができておらず、当時の交流学級担任は事案を報告していなかった。このことについては、担任個人の問題だけではなく、学校の組織としての問題である。

いじめ防止対策推進法23条の第3項において、「いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。」とも明記されている。しかしながら、令和元年度の事案については、学校はいじめ事案が発生したにも関わらず、いじめ対策委員会を開催することなく、外部機関とも連携ができておらず、令和元年4月から7

月まで継続的にいじめが続いたことにつながっていることがわかる。校内のいじめ対策委員会が形骸化していたことや問題が発生したときに、相談・報告するシステムが機能していなかったと言わざるを得ない。

③当該児童・保護者への対応について

学校は、いじめ事案を認知した令和元年8月21日以降においては、AとB間の接触を避けるために、配慮をしてきた。児童に関わる職員には近づけないようにしたり、トラブルになりそうになったら間に入ったりするように徹底をしていた。また、教室の座席やグループ分けのメンバーを考慮するなどの配慮をしていた。二度と同じトラブルにならないようにと対応はしていた。この回避させる対応については4年時まで続けられていた。

AとBとの物理的な距離をとり、AがBに何かされることを回避させることでAの心理的不安を少しでも取り除き、登校や学習への参加につながったと考えられる。この点においては学校の対応は問題ではない。ただ、Aが落ち着いた学校生活を送れるようになったとしても、学校がA本人や保護者に心理的不安が残っていないか、Bとの今後の関わりについての要望等を確認することを行うべきであった。このことは、いじめの解消確認を行っていなかったことから明らかである。

また、AやAの保護者が要望するのであれば、Bとともに安心して学校生活を送ることができるためにBとの心理的距離を縮める取り組みもできたと考えられる。Bとの距離をとる対応はできていたが、物理的距離をとることで安心させる対応だけとなり、Bとともに安心して学校生活を送ることができるために心理的距離を縮める対応はできていなかった。そのことが、Aの心理的不安として、残り続けていたことの要因として考えられる。Aの楽しい学校生活を送るためのアンケートの結果から、Aの学級や学校生活を送る上での心理的不安は学年が上がるにつれ、解消に向かっている傾向ではあったが、Bに対する不安はなくなっていなかったことが、令和4年度の事案の際のAおよびAの保護者の話からわかった。

保護者への対応については、令和元年度の事案において、AおよびBの保護者への説明の不十分さが問題となる。Aの保護者の訴えに対して、相手のBの保護者には伝えていなかったということや初動の遅さや事実確認の不十分さ、Aの保護者への説明不足などA側の思いに寄り添った対応がなされていなかった。また、Bの保護者に対しても、的確な説明ができていなかった。学校がBの保護者に対して、令和元年7月に連絡を入れていたことは保護者への聴き取りの中でわかっているが、具体的にどんなことがあったのかの説明は不足していた。Aの保護者が令和元年8月に学校に訴えた後にも即座にBの保護者に説明することもなく、同年10月になってようやく説明していた。その説明についても不十分であり、令和2年1月に両保護者が懇談

した際には、事案への認識不足が明確になっていた。保護者への説明が迅速に丁寧に行われていれば、AおよびAの保護者の心理的不安が大きく膨らむこともなかったと考えられる。

(2) 市教育委員会の対応およびその問題点

①当該校に対しての管理と指導について

令和元年8月に教育委員会にいじめ事案の報告があり、Aの保護者や学校と密に連絡を取り合いながら対応してきたという記録は残っていることから、学校任せではない対応をとっていたことがわかる。

令和元年8月以降の学校の対応の不十分さについては上記(1)に記述しているが、その対応について教育委員会がどのように管理・指導していたかは問題である。教育委員会から学校に対して、何度も連絡や指示、確認等が行われていたことは記録として残っているが、学校が丁寧な対応ができていなければ、教育委員会が何度指導していたとしても、そのことについては問題があったと言える。学校の対応に問題があったとするならば、教育委員会が学校のいじめ対策委員会に積極的に加わり、問題解決の方向性をともに導き出すこともできたと考えられる。

② 関係外部機関との連携について

令和元年7月末頃から、Aは登校に対する不安を訴えていた。令和元年9月以降においても欠席や遅刻、早退等を繰り返す中で、少しずつ完全に登校できるようになってきた。令和2年4月以降については、大きな欠席もなく登校できていたが、令和4年5月以降、再び、登校ができなくなった。欠席が続く中でも、令和4年6月以降、Aは通級指導教室を利用することができていた。上記の経過から検討すると、初期の段階において、Aの心のケアとして外部機関との連携を勧める必要があったと考える。令和元年8月の段階において、外部の専門機関とも連携することがAの心理的不安を軽減させたり、心理的な成長を促したりすることができたのではないかと考えられる。教育委員会としては、適切な時期において専門的な外部機関と連携するために、コーディネーターの役割が必要であったということが課題として考えられる。

10 学校および湖南市教育委員会が今後執るべき対策について

(1) 学校について

①組織対応について

いじめ事案を認知した場合、学校におけるいじめ対策委員会が開かれ、いじめ事案に対してどのように対処するのかを検討する。しかしながら、令和元年度事案について、事案が発覚し、担任が認知した段階では学校への報告はなく、担任だけが対応するという形であった。また、担任が両者の聴き取りを行

う際についても、複数で関わったという記録はない。Aの保護者から校長へ直接の訴えがあり、このときに初めて学校としていじめを認知し、いじめ対策委員会が開催されている。しかしながら、このいじめ対策委員会が機能し、当該児童へ丁寧な聴き取りが行われていたわけでない。学校には、いじめ防止基本方針が策定されており、いじめを認知したときの対策についても①事実確認、②情報の集約、③結果の集約と一連の対策が明記されている。しかしながら、学校がこれらの方針に則って対応していたわけでない。このことから、学校のいじめ対策委員会やいじめ防止基本方針が形骸化されていたことがわかる。そのため、当時の担任にとっては、いじめ事案をいじめ対策委員会に報告し、複数で対応しなければならないという意識が低かったことも考えられる。令和4年度の事案については、学校はいじめ対策委員会を即時開催し、いじめ問題の解決に組織的に取り組もうとしていた。ただ、その後の対応としては、定期的にいじめ対策委員会を開催し、登校支援やいじめ問題の解決に組織的に取り組んでいたとは言い難い。Aの保護者の訴えに対する対応ばかりになったり、一部の職員のみでの対応となったりと組織的な体制であったとは言えない。

教職員のいじめに対する危機意識を研修等において高めることに加え、教職員が組織的対応を行っていくために、今後、いじめ対策委員会が次のことに重点を置きながら計画的に進めていくことで、いじめ対策委員会の機能を一層高めていく必要がある。

いじめ対策委員会の開催内容

- ① 開催目的の明確化
- ② 協議内容 事実調査の内容 今後の対応の在り方
- ③ 事案の記録 (いつ どこで 誰が 何をしたのか)
- ④ 調査視点の把握 役割分担の明確化 誰が何をするのか
- ⑤ いじめの状況についての共有事実関係の調査について

いじめ問題において、事実関係の確認がまず必要になるが、その確認がその後の対応の適否に大きく関わる。令和元年度の事案においては、保護者からの訴えがあったにも関わらず、当該児童に確かな事実確認が行われていなかった。また、聴き取りについて複数で行ったり、様々な情報から事案に至った経緯等を分析したりすることが不十分であった。これらの要因としては、学校が「いじめ」に対する意識が低かったことや、聴き取りの仕方に問題があったと考えられる。そのため、初期対応の聴き取りとして以下のようなマニュアルを作成し、教職員が活用できるようにしていく必要がある。

事実確認のマニュアルと記録用紙の徹底

- ① カウンセリングマインドをもつ。(誘導せずに聴き取る。)
- ② 守秘義務を徹底することを事前に相手にも伝える。
(他者から聴き取った情報源・内容も質問に出さない。)

- ③ 話しやすい環境を整える。(場所 時間 雰囲気づくり)
- ④ 事実かどうか判断に迷う内容でも指摘せずに聴く。
- ⑤ 事実と主観が混じることを防ぐためにも可能な限り複数で聴き取る。
- ⑥ 聴き取りは5W1Hを意識し、可能な限り広く情報収集する。
- ⑦ 当該児童・生徒(被害・加害)は別々に聴き取る。
- ⑧ 記録の書き方・記録の共有・記録の保管等の徹底を図る。

②AおよびA保護者に寄り添った対応について

学校のいじめ防止基本方針には、「継続していじめられた子どもの状況を把握するとともに、被害児童の目線に立った具体的プランを示す。」保護者に対して「被害、加害の児童の保護者には、必ず事実の報告を行い、解決に向けた学校の取り組みについて、理解と協力を求める。」と記されているが、Aの心のケアや欠席が続いたときの登校支援、またはAの保護者に対しての説明責任については、学校側の対応が不十分であった。令和元年度の事案においては、学校がいじめを認知した令和元年8月以降は、Aを守る対応はできていたが、Aの保護者やAが求める安心安全の学校づくりにはしっかりと応えられていなかった。AおよびAの保護者が求める安心安全とは、Bから二度と同じいじめ行為をされないことはもちろんだが、AがBに対して不安を覚えず、互いが成長し、交友関係を深めることとして捉えていた。いじめ行為が行われているときには、いじめをやめさせること、被害児童を守り抜くことが最優先されるべきである。ただ、いじめ行為をやめさせられたときに、次のステップとしての被害児童の心のケアと楽しい学校生活を送れるための前向きな支援ができていなかったと考えられる。このことは、学校がいじめの解消確認について定期的に行うことができていなかったことも要因の1つである。いじめが3箇月で解消されていないと判断し、継続的に支援が必要であったと捉えたことは重要なことではあるが、AおよびAの保護者の思いを定期的に聴くことによって、AおよびAの保護者が求める安心安全な学校づくりに近づけることができたはずである。その上でも、いじめの解消確認は、本人と保護者に丁寧に行っていく必要がある。

令和4年度事案について、Aの欠席が長期になっていく中で、学校は「いじめ事案の解決ができないとAの登校復帰はできない。」「令和元年度事案と令和4年度事案は関係性がないから、Aの不安を取り除くのは難しい。」と捉えていたことが、Aの登校支援にすぐに取り掛かれなかった要因と考えられる。学校は、Aの保護者への対応ばかりになり、Aへの聴き取り、共感、今後のプランニング等が具体的にできていなかったことが、Aの不安を解消させられず、長期の欠席につながっていった。今後、学校はAの思いがなおざりにならないためにも、今後の事案に関しては、状況を整理し必要に応じて関係機関と連携し、保護者や被害児童に寄り添った対応を早急に行ってい

く必要がある。

(2) 教育委員会として取り組んでいくこと

①学校への監督と指導について

教育委員会は学校に対して監督・指導を行う立場であることから、今回の事案について教育委員会にも責任がある。令和元年度の事案では、学校の初期対応の不適切さが保護者の信頼を失い、問題解決に至ることができていなかった。問題がこじれ、保護者や本人の思いに寄り添えていない場合においては、教育委員会が直接的に介入し、問題解決の道筋を見つけていくことが必要である。令和4年度の事案においては、学校に対して令和元年度の事案の学校対応について教育委員会が直接、指導を行っている。このことで、学校の対応に問題があったことを明確にしたことは重要であった。その後も教育委員会が直接的に保護者に関わり、学校に対して監督・指導し続けている。しかしながら、学校の体制が変容していたとは言い切れない。Aへのアプローチや学校の組織的な対応については、現状でも課題があることから、教育委員会の監督・指導にも責任がある。

これらのことから、今後も教育委員会においては、学校の対応に問題があるのであれば、即座に学校に指導を行うこと、場合によっては教育委員会が主導して問題の解決に取り組んでいく必要がある。

②外部組織との連携の推進について

令和元年度の事案の学校や教育委員会の対応から、保護者の信頼を失うことが多く、そのことがAについてもよい影響を与えていなかった。令和4年度の事案について令和元年度の事案との直接的な関連性はなくとも、AおよびAの保護者にとっては、「ひどくつらい思いをさせられた。」「二度と起こらないと信じていたのに。」「再び起こるのではないか。」という気持ちは過去の事案や現在の事案も同じである。令和4年度の事案については、学校は即座に対応し、AやAの保護者には説明責任も果たしている。ただし、AおよびAの保護者の思いの部分について、過去のことだからということで簡単に割り切れる問題ではない。このことについては、今までにAの心のケアや不安を取り除く支援、加害児童へのアプローチが必要であり、その点について学校や教育委員会が取り組めていなかったことは課題である。

今後は、上記の支援についてどのようなことができるのか、誰がどのように行っていくのか、コーディネートは誰がするのか等を考え、Aが毎日安心して登校できるように対応していく必要がある。そのためにも、教育委員会は様々な関係機関と連携し、その中枢としての働きを担っていく必要がある。